

住 宅 用 家 屋 証 明 書

租税特別措置法施行令

- (イ) 第 41 条
 - （特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外）
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第 42 条第 1 項（建築後使用されたことのあるもの）
 - (a) 第 42 条の 2 の 2 に規定する特定の増改築が
された家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a) 以外のもの

の規定に基づき、下記の家屋 { 年 月 日 { (ハ) 新築 } (ニ) 取得 } がこの規定に

該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因 (移転登記の場合)	
備 考	

(注) { } の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。

税 証 第 号
 年 月 日
 伊 豆 の 国 市 長